

ご遺族のためのハンドブック

大仙市



ご遺族の方へ

このたびは、ご親族・お身内のご不幸に際し、謹んでお悔やみ申し上げます。
大仙市では、ご家族の皆様が届出等をしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

大仙市役所 0187-63-1111 (代表)

事前準備について

大仙市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



右の二次元コードを読み取り、簡単な質問に答えると必要な手続きを確認できます。
ぜひご利用ください。



STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、大仙市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）

認印（※相続人代表及び喪主）

通帳（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）

国民健康保険や、後期高齢者医療の資格確認書

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書（お持ちの方のみ）

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。

介護保険被保険者証

福祉医療費受給者証（マル福カード）

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

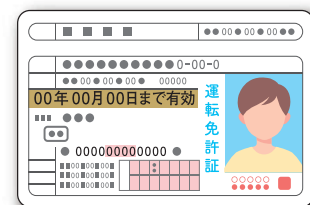
1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 等

2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書等、
介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、
学生証 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	世帯主だった	P.5
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.6
	<input type="checkbox"/>	有効期限内のパスポートを持っていた	
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.7
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.8
医療保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10
福祉医療	<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給者証（マル福カード）を持っていた	P.11
納付	<input type="checkbox"/>	市税等の納税通知書が届いていた（納税義務者・納税管理人・相続人代表等）	P.12
税金	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた、または納税していた	P.13
バイク・小型特殊自動車	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	P.14
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けていた	P.15
高齢者福祉	<input type="checkbox"/>	高齢者福祉サービスを利用していた	P.16

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当・障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)を受けていた	P.18
	<input type="checkbox"/>	障がい者タクシー・バス利用券の給付を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	人工透析通院費の助成を受けていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービスを利用していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	児童手当の受給対象児童だった	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給していた または受給対象児童だった	P.22
市営住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居していた	P.23
農地	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.26
墓地・霊園	<input type="checkbox"/>	市営墓地を利用していた	P.27
ペット	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.28
空き家	<input type="checkbox"/>	家屋が空き家になったため相談したい	

1. 住民登録に関する手続き

世帯主だった

手続き 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
同一世帯に亡くなられた方の他に世帯員が2人以上いるときは世帯主変更の手続きが必要となります。なお、亡くなられた方の住所地に届出した場合は、届出時に変更しているため手続き不要です。 ※休日に届出をされた場合は、お電話で確認させていただきます。	すみやかに
	手続きができる人 同一世帯員
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証(カード)の破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、死亡日をもって印鑑登録は廃止となるため、印鑑登録証(カード)は破棄してください。	なし
	手続きができる人 —
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が住基カードをお持ちだった場合、住基カードを返却してください。 ※マイナンバーカードや通知カードは、年金や保険会社等への請求手続きで必要になる場合がありますので、しばらくお持ちください。（市役所では回収していません。）	なし
	手続きができる人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）	市民課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

有効期間内のパスポートを持っていた

手続き パスポートの返納（※義務ではありません。）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がパスポートを持っていた場合、返納のお手続きが可能です。（ご家族がそのままお持ちいただいても構いません。）	なし
	手続きができる人 親族
必要なもの	問い合わせ先
【お手続きされる場合】 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡が確認できる書類（除籍謄本または戸籍謄本） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と手続きされる方の関係が確認できる戸籍	市民課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	—
	手続きができる人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーが分かるもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の身分関係が分かる戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 請求者の通帳	保険年金課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類と受付窓口が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続きができる人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 事前にお問い合わせで確認したもの	保険年金課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-4890 大曲年金事務所 ☎ 0187-63-2296 (自動音声①→②)

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類と受付窓口が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続きができる人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 事前にお問い合わせで確認したもの	国家公務員共済組合連合会 ☎ 03-3265-8155 / 0570-080-556 (ナビダイヤル) 地方職員共済組合 ☎ 03-3261-9847 / 018-860-1052 (秋田支部) 秋田県市町村共済組合 ☎ 018-862-5262 公立学校共済秋田支部 ☎ 018-860-5232 警察共済組合 ☎ 03-5213-7570 日本私立学校振興・共済事業団 ☎ 03-3813-5291

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

3. 医療保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書を回収しております。 ※市役所本庁または各支所への返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続きができる人 どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険の資格確認書 (お持ちの方のみ)	問い合わせ先 保険年金課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続きができる人 葬祭執行者
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 葬祭執行者が確認できるもの (会葬礼状の写し、葬祭費用の領収書、新聞のおくやみ欄等)	問い合わせ先 保険年金課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

手続き③ 高額療養費の申立て

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立てができます。	診療月の翌日1日から2年間
必要なもの	手続きができる人 相続人
<input type="checkbox"/> 相続人の通帳	問い合わせ先 保険年金課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書を回収しております。 ※市役所本庁または各支所への返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続きができる人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療の資格確認書 (お持ちの方のみ)	どなたでも可
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続きができる人
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 葬祭執行者が確認できるもの (会葬礼状の写し、葬祭費用の領収書、新聞のおくやみ欄等)	葬祭執行者
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

手続き③ 高額療養費の申立て

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立てができます。	診療月の翌月1日から2年間
必要なもの	手続きができる人
<input type="checkbox"/> 相続人の通帳	相続人
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

4. 福祉医療に関する手続き

福祉医療費受給者証（マル福カード）を持っていた

手続き 福祉医療費受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療費受給者証をお持ちの場合は、受給者証を返還してください。	すみやかに
	手続きができる人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証	保険年金課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

MEMO

5. 納付に関する手続き

市税等の納税通知書が届いていた (納税義務者・納税管理人・相続人代表等)

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税等の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、債権管理課までご連絡ください。	納税通知書に記載の 納期限まで
	手続きができる人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	債権管理課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続きができる人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	債権管理課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

MEMO

6. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた、または納税していた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。なお、この指定は、納税通知書等の送付先として相続人を代表していただくものであり、所有権や相続割合等を定めるものではありません。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p>	<p>相続が発生した年内</p> <p>※郵送で相続人代表者指定届が届いた方はすみやかに</p>
	<p>手続きができる人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 原則不要</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写し等</p> <p>【相続放棄をされている場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続放棄申述受理証明書の写し等</p>	<p>税務課</p> <p>☎ 0187-63-1111</p> <p>各支所市民サービス課</p> <p>秋田地方法務局 大曲支局</p> <p>☎ 0187-63-2100</p>

MEMO

7. バイク・小型特殊自動車に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	すみやかに
	手続きができる人 ①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書	税務課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。	すみやかに
	手続きができる人 ①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書	税務課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

MEMO

8. 介護保険に関する手続き

65歳以上または40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けていた

手続き① 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却または破棄してください。	すみやかに
	手続きができる人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 (お持ちの方のみ) <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 (お持ちの方のみ)	高齢者包括支援センター ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

手続き② 介護保険料の精算

手続き詳細	期 限
介護保険料還付用口座届出書を記入・提出してください。	すみやかに
	手続きができる人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 還付請求される方の口座情報 (通帳の写し)	高齢者包括支援センター ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

9. 高齢者福祉に関する手続き

高齢者福祉サービスを利用していた

手続き 利用廃止（取止め）手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方があんしん見守りサービス、SOS ネットワーク、どこシル伝言板、配食サービス、高齢者等雪対策総合支援事業のいずれかを利用していた場合は手続きが必要です。詳細については、お問い合わせください。（手続きしないと、引き続き自己負担が生じる可能性があります。）	すみやかに
	手続きができる人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者包括支援センター ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

10. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	すみやかに
	手続きができる人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	社会福祉課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

特別障害者手当・障害児福祉手当を受給していた

手続き 手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続きができる人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡を証明する書類（死亡診断書等） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	社会福祉課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

MEMO

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）を受けていた

手続き 受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	すみやかに
	手続きができる人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	社会福祉課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

障がい者タクシー・バス利用券の給付を受けていた

手続き タクシー・バス券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー・バス券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー・バス券があれば返却となります。	すみやかに
	手続きができる人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー・バス券	社会福祉課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

MEMO

10. 福祉（障がい）に関する手続き

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続きができる人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	社会福祉課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続きができる人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	社会福祉課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

MEMO

人工透析通院費の助成を受けていた

手続き 受給資格喪失届と、未支払い請求

手続き詳細	期 限
人工透析通院費の助成を受けていた方が亡くなった場合は、手続きが必要です。	すみやかに
	手続きができる人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 請求される方の口座情報	社会福祉課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続きができる人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の地域生活支援サービス受給者証	社会福祉課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

MEMO

11. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、死亡日から15日以内 (※難しい場合はご連絡ください。)
必要なもの	手続きができる人
【受給者が死亡した場合】 <input type="checkbox"/> 新しく受給者になる方のマイナンバーの分かるもの <input type="checkbox"/> 新しく受給者になる方の金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 対象児童の金融機関の通帳またはキャッシュカード	【受給者が死亡した場合】 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

児童手当の受給対象児童だった

手続き 額改定届、受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
受給対象児童が亡くなられた場合は、額改定届または受給事由消滅届の提出が必要になります。	原則、死亡日から15日以内 (※難しい場合はご連絡ください。)
必要なもの	手続きができる人
【子どもが死亡した場合】 特になし	【子どもが死亡した場合】 受給者または配偶者
	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給していた または受給対象児童だった

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	手続きができる人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	【児童扶養手当】 こども家庭センター ☎ 0187-73-6811 【特別児童扶養手当】 社会福祉課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

MEMO

12. 市営住宅に関する手続き

市営住宅に入居していた

手続き① 入居承継承認申請

手続き詳細	期 限
契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居を希望される同居親族の方は承継できる場合もありますので、お問い合わせください。	すみやかに
	手続きができる人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 承継する方の納税証明書 ※承継の可否等、詳しくはお問い合わせください。	建築住宅課 ☎ 0187-66-4909 各支所農林建設課

手続き② 明渡しの手続き、敷金還付請求

手続き詳細	期 限
契約者が亡くなり、市営住宅を退居される方は明渡し届や敷金還付請求書の提出が必要になります。	すみやかに
	手続きができる人
	—
必要なもの	問い合わせ先
事前にお問い合わせください。	建築住宅課 ☎ 0187-66-4909 各支所農林建設課

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

手続き③ 同居者異動手続き

手続き詳細	期 限
市営住宅に入居の同居親族が亡くなられた方は、同居者異動届の提出が必要になります。	すみやかに
	手続きができる人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票	建築住宅課 ☎ 0187-66-4909 各支所農林建設課

手続き④ 駐車場明渡し届、使用変更許可申請

手続き詳細	期 限
市営住宅駐車場を利用していた方が亡くなられた場合は、駐車場明渡し届、亡くなられた方に代わり新たに使用する場合は駐車場使用変更許可申請の提出が必要になります。	すみやかに
	手続きができる人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 車検証の写し <input type="checkbox"/> 免許証の写し	建築住宅課 ☎ 0187-66-4909 各支所農林建設課

MEMO

13. 農地に関する手続き

農地を所有していた

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の農地を相続した場合は届出が必要です。	相続登記完了後すみやかに
必要なもの	手続きができる人
なし	相続人
	問い合わせ先
	農業委員会事務局 (神岡庁舎) ☎ 0187-72-4611 農業委員会大曲分室 (大曲庁舎) ☎ 0187-63-1111 各支所農業委員会分室

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出

手続き詳細	期 限
下記書類を準備のうえ、お近くのJAでの手続きとなります。	すみやかに
必要なもの	手続きができる人
【配偶者がいる場合】 <input type="checkbox"/> 農業者年金証書 (紛失の場合は不要) <input type="checkbox"/> 配偶者の方の通帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の戸 (除) 籍謄本	相続人
【配偶者がいない場合】 <input type="checkbox"/> 農業者年金証書 (紛失の場合は不要) <input type="checkbox"/> 相続人等ご家族の通帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の戸 (除) 籍謄本及び家族関係を証明する戸籍書類	問い合わせ先
	農業委員会事務局 (神岡庁舎) ☎ 0187-72-4611 農業委員会大曲分室 (大曲庁舎) ☎ 0187-63-1111 各支所農業委員会分室

14. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き① 料金支払方法変更連絡、使用中止または使用者変更の連絡

手続き詳細	期 限
水道契約の方が亡くなられ、継続して上下水道を使用される場合や中止される場合は、手続きをしてください。 下水道のみ使用されている場合は、書面提出が必要になります。 ※お問い合わせください。	すみやかに
	手続きができる人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道お客様センター ☎ 0187-62-2333

手続き② 世帯人数変更の連絡

手続き詳細	期 限
下水道の使用者人数に変更のある場合（認定水量世帯のみ）は、手続きをしてください。 下水道使用料を世帯人数で賦課されている方は、書面提出が必要になります。 ※お問い合わせください。 ※上下水道局下水道課、各建設水道事務所、各支所農林建設課でも手続き可能です。	すみやかに
	手続きができる人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道お客様センター ☎ 0187-62-2333

MEMO

15. 墓地・霊園に関する手続き

市営墓地を利用していた

手続き① 墓地の承継の届出

手続き詳細	期 限
永代使用の権利を承継していただくため、手続きが必要になります。	すみやかに
	手続きができる人
	相続人または親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 墓地使用許可証 <input type="checkbox"/> 承継を受ける方の現住所を証明するもの （免許証またはマイナンバーカードの写し等） <input type="checkbox"/> 前利用者との関係を証明する書類（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 手数料（200 円）	生活環境課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

手続き② 納骨届

手続き詳細	期 限
市営墓地に納骨をする場合には、納骨届の提出が必要になります。	すみやかに
	手続きができる人
	相続人または親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 埋火葬許可証	生活環境課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

16. ペットに関する手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録事項の変更届

手続き詳細	期 限
新しい飼い主に変更する必要があります。	すみやかに
	手続きができる人
	新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
特になし	生活環境課 ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課

17. 空き家に関する手続き

家屋が空き家になったため相談したい

手続き 空き家の相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が住んでいた家屋が空き家になってしまったため悩んでいる方は、「空き家総合パンフレット」をご覧ください。 ※ご不明な点は、担当課にご相談ください。	お早めのご相談をおすすめします。
	手続きができる人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 家の登記や図面、写真、固定資産税課税明細書等 これらをご持参いただけますとスムーズに相談できます。	総合防災課 (解体・管理に関すること) ☎ 0187-63-1111 移住定住促進課 (利活用に関すること) ☎ 0187-63-1111 各支所市民サービス課



[空き家総合パンフレット]
はこちらから

各支所の連絡先

支所	課名	問い合わせ先
神岡支所	市民サービス課	☎ 0187-72-4602,4603,4604
	農林建設課	☎ 0187-72-4607,4609
西仙北支所	市民サービス課	☎ 0187-75-2961,2964,2973
	農林建設課	☎ 0187-75-2966,2971
	農業委員会西仙北分室	☎ 0187-75-2966
中仙支所	市民サービス課	☎ 0187-56-2114,2115,2117
	農林建設課	☎ 0187-56-2113,2116
	農業委員会中仙分室	☎ 0184-56-2325
協和支所	市民サービス課	☎ 018-892-2111,3691,3692,3693,3706
	農林建設課	☎ 018-892-3694
	農業委員会協和分室	☎ 018-892-3694
南外支所	市民サービス課	☎ 0187-74-2113,2114,2115,2116
	農林建設課	☎ 0187-74-3001,3004,3005,3006
	農業委員会南外分室	☎ 0187-74-3001
仙北支所	市民サービス課	☎ 0187-63-3003
	農林建設課	☎ 0187-63-3003
	農業委員会仙北分室	☎ 0187-63-3003
太田支所	市民サービス課	☎ 0187-88-1113,1114,1117
	農林建設課	☎ 0187-88-1115
	農業委員会太田分室	☎ 0187-88-1115

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

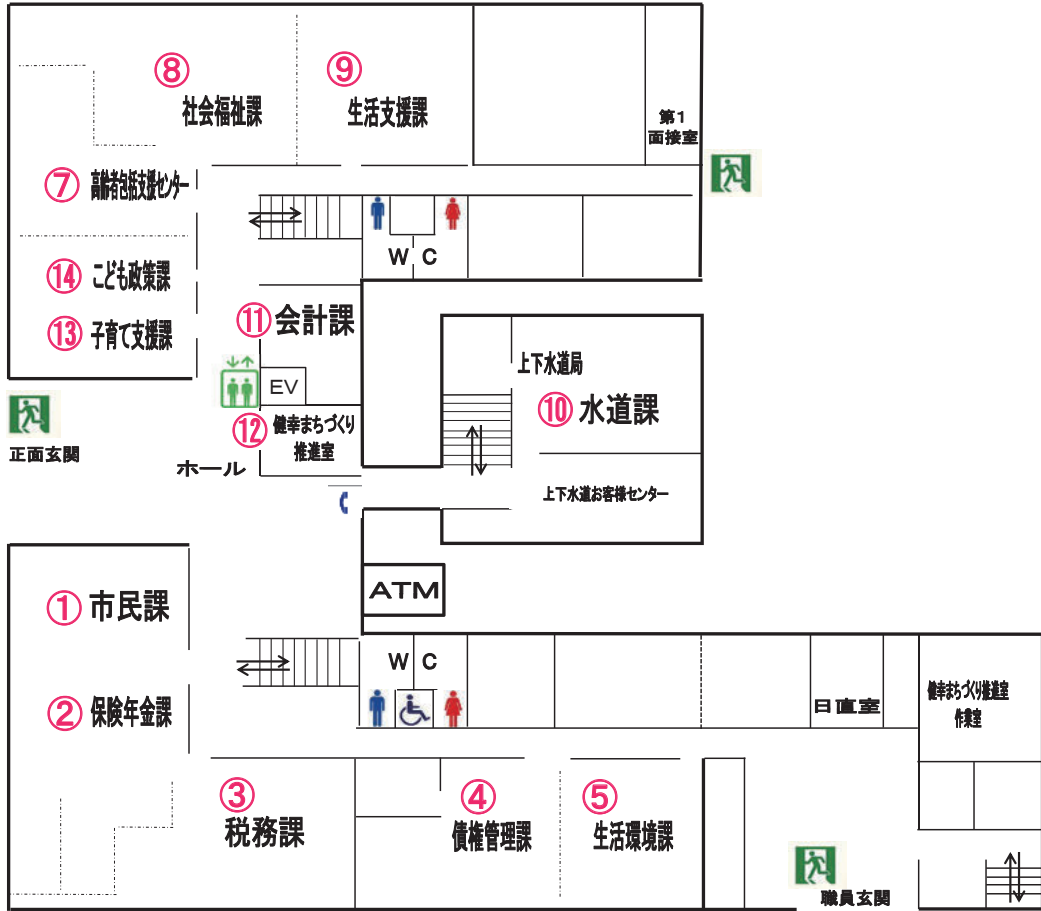
相続について

委任状

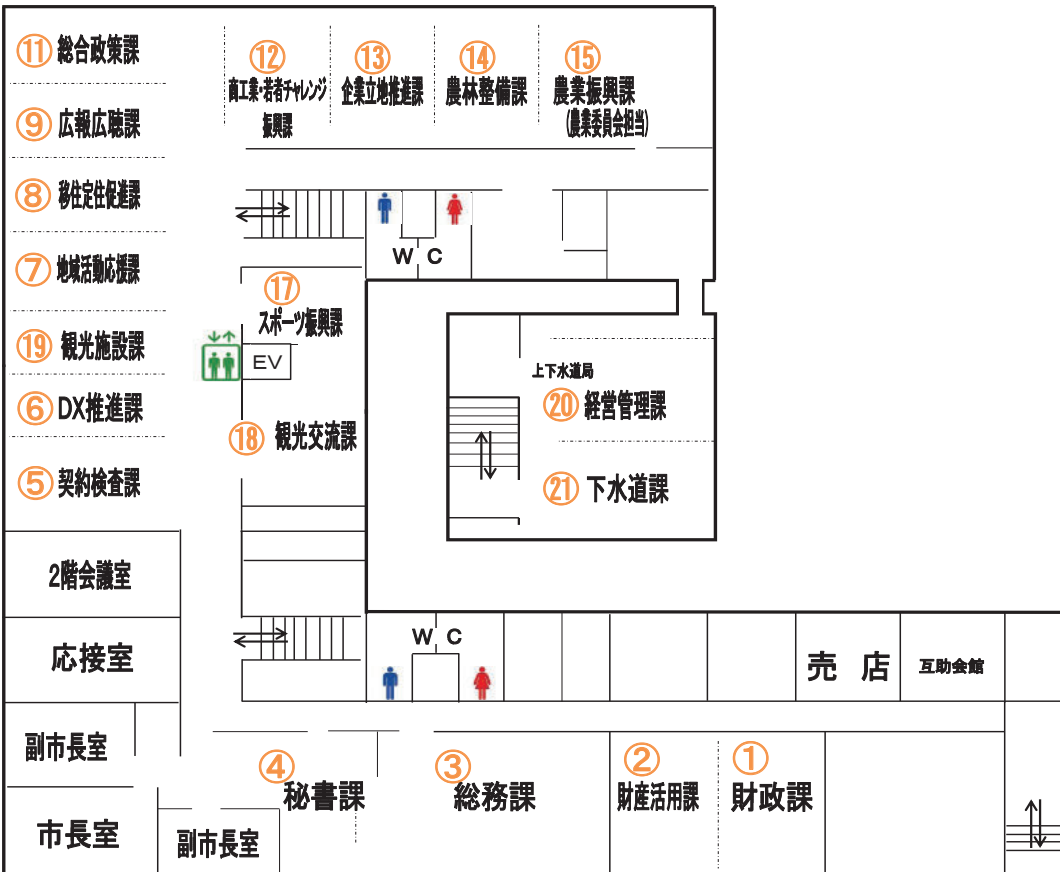
広告掲載事業者

大曲庁舎 フロアマップ

1階



2階



チェックリスト

各種手続き

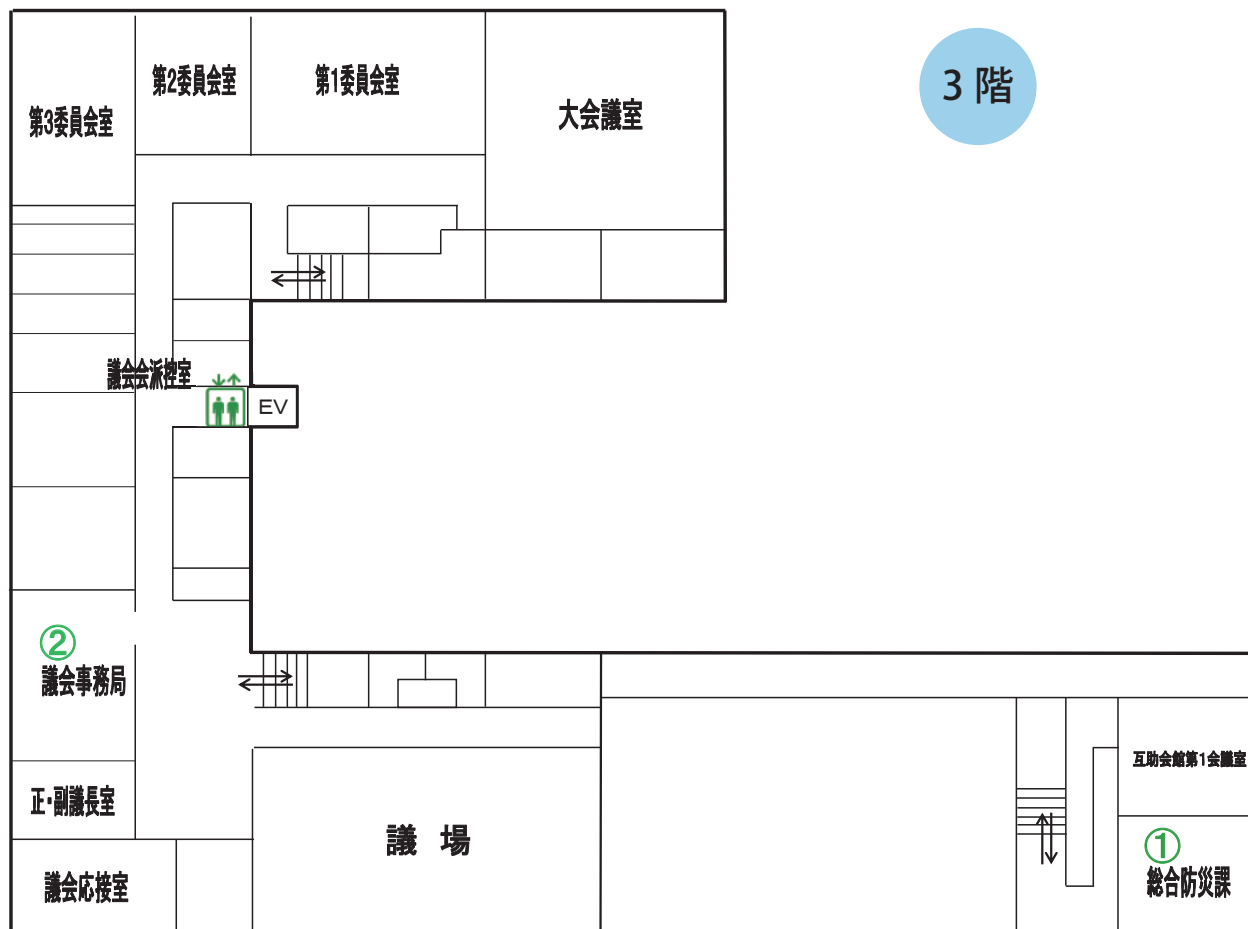
市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

3階



大曲図書館	2階—総合図書館 教育研究所
	3階—教育総務課 教育指導課 生涯学習課 施設管理課
大曲南庁舎	1階—道路河川課 (0187-66-4905)
	2階—都市管理課 (0187-66-4908) 建築住宅課 (0187-66-2909)
仙北地域振興局	2階—建築住宅課分室 (0187-88-8822)
健康福祉会館	1階—健康増進センター (0187-62-9301)
	2階—こども家庭センター (0187-73-6811)
	3階—大仙市社会福祉協議会 (0187-63-0277)
Anbee 大曲	2階—消費生活相談室 (0187-63-1136)

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 または代理店
預貯金口座等	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関等 ※金融機関・取引状況によって必要書類 が異なります。
株式等	<input type="checkbox"/>	相続手続き等	各証券会社等 ※証券会社等によって必要書類が異なり ます。
不動産登記関係	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等相続登記	不動産の所有地を管轄する法務局 秋田地方法務局大曲支局 ☎ 0187-63-2100 ※所有者が亡くなられた場合、所有権移転 の登記が必要です。所有者の確認は法務 局で行ってください。
遺言書	<input type="checkbox"/>	検認・開封	被相続人の住所地の家庭裁判所 秋田家庭裁判所大曲支部 ☎ 0187-63-2033 ※遺言書の保管者または相続人は、遅滞 なく遺言書を封印のまま家庭裁判所に 提出する必要があります。
相続放棄	<input type="checkbox"/>	相続放棄の申立	被相続人の住所地の家庭裁判所 秋田家庭裁判所大曲支部 ☎ 0187-63-2033 ※相続を知った日から3か月以内に、被相 続人の住所地の家庭裁判所に申し立て る必要があります。
固定電話 (NTT東日本)	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	NTT東日本 NTT東日本の固定電話からは ☎116、 それ以外の電話からは ☎0120-116-000 ※お問い合わせ先に連絡のうえ、お手続き してください。
携帯電話・インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	各契約会社等 ※各契約会社に連絡のうえ、お手続き をしてください。
電気・ガス料金等	<input type="checkbox"/>		
NHK受信料	<input type="checkbox"/>		

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	大仙警察署 ☎ 0187-63-3355 運転免許センター ☎ 018-863-1111
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
国税関係 (相続税、所得税、消費税)	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	大曲税務署 ☎ 0187-62-2191 ※最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。
国債	<input type="checkbox"/>	記名変更・賠償金受領	賠償金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
普通自動車・ 二輪車 (125cc超)	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車	各地区自家用自動車協会 または運輸支局 大曲仙北地区自家用自動車協会 ☎ 0187-62-2371 東北運輸局秋田運輸支局 ☎ 050-5540-2012 ※手続きの内容によって、持参するものが異なります。事前に電話等で確認のうえ、お手続きをしてください。
軽自動車	<input type="checkbox"/>		各地区自家用自動車協会または運輸支局 大曲仙北地区自家用自動車協会 ☎ 0187-62-2371 東北運輸局秋田運輸支局 ☎ 050-5540-2012 軽自動車検査協会秋田事務所 ☎ 050-3816-1834 ※手続きの内容によって、持参するものが異なります。事前に電話等で確認のうえ、お手続きをしてください。

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただきしてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

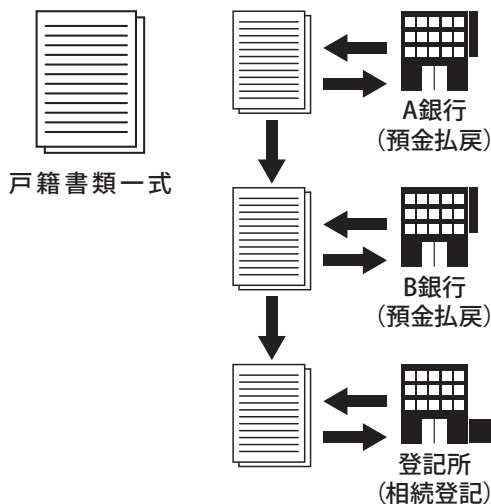
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

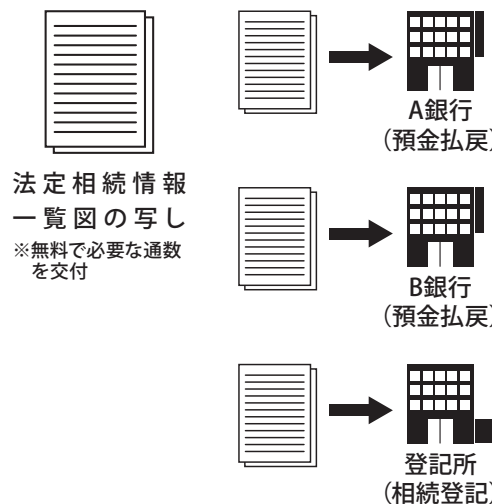
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



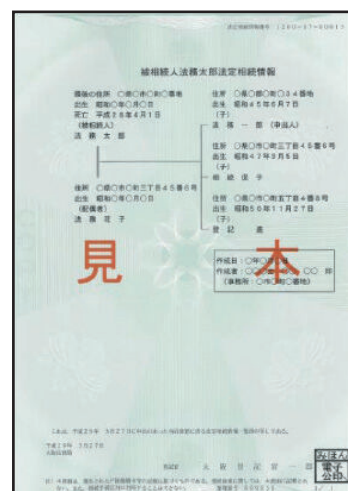
③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 大仙市長

受任者

住 所

窓口
にくる方

氏 名

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

私は上記の者を受任者と定め、私にかかる下記事項に関する権限を委任いたします。

委任者

住 所

たのむ
方

氏 名

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

委任事項 (委任する項目の□に✓してください。)

転入届 転出届 転居届

国民健康保険の資格取得届・喪失届

国民年金の資格取得届・喪失届

その他 ()

に関する事

(注意) この委任状は、**委任者ご本人が全て自署**して下さるようお願いします。
そして、委任事項には、項目にチェックをいれるか、または具体的に「何が」必要かきちんと明記してください。

①窓口に来た方(申請者)

令和8年6月1日

住所 秋田県大仙市大曲花園町1番1号
フリガナ 大仙 太郎
生年月日 大 昭 平・令・西暦 50年4月3日

※申請者の本人確認書類(運転免許証・個人番号カードなど)を提示してください。
※窓口に来た方が代理人の場合、裏面をご覧ください。

②住民票・印鑑登録証明書等

小計 円

※印鑑登録証明書を申請する際、必ず印鑑登録証(印鑑登録カード)を提示してください。

住所 大仙市
カネ 大仙 太郎
関係 本人
住民票 世帯全員 200円 通
住民票 個人 200円 通
住民票記載事項証明 200円 通
印鑑登録証明書 200円 通
印鑑登録 新規 200円 件
印鑑登録 再登録 500円 件

③戸籍謄本・附票・身分証明書等

小計 円

大仙市 大仙 二郎
大仙市 大曲花園町1番
大仙 花子
20年4月3日
戸籍 450円
改製原戸籍 750円
除籍 750円
受理証明書 350円
身分証明書 200円

《注意》 申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

職員記載欄 (手数料免除該当事由:) 合計 円

本人確認 免許証・マイナンバーカード・パスポート・在留カード等
権限確認 委任状・戸籍謄本・登記事項証明書・資格証明書・補助者証・身分証明書・社員証・その他

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

住民票 ・ 印鑑証明 ・ 戸籍 等交付申請書

①窓口に来た方(申請者)

令和 年 月 日

住所			
フリガナ 氏名	生年月日	大・昭・平・令・西暦 年 月 日	
	電話番号(任意)		

※申請者の本人確認書類(運転免許証・個人番号カードなど)を提示してください。
 ※窓口に来た方が代理人の場合、裏面をご覧ください。

②住民票・印鑑登録証明書等

小計 円

※印鑑登録証明書を申請する際、必ず印鑑登録証(印鑑登録カード)を提示してください。

住所	□申請者に同じ 大仙市		
フリガナ 氏名	生年月日	□申請者に同じ 大・昭・平・令・西暦 年 月 日	関係 ※代理人の場合、本人(請求者)からみた関係 □本人 □同一世帯員 □その他(請求理由を裏面へ)
何が 必要で すか	住民票 世帯全員	200円	通
	住民票 個人	200円	通
	住民票記載事項証明	200円	通
	印鑑登録証明書 200円 通		
	印鑑登録 (申請用紙は窓口にありますが)		□新規 200円 件 □再登録 500円 件
	住民票に表示が必要な項目があれば☑をしてください【記入が無い場合は省略します】。		
	□本籍・筆頭者 □世帯主・続柄 □住民票コード □個人番号(マイナンバー)		
	行政証明 [出稼証明・その他()]		200円 通

③戸籍謄本・附票・身分証明書等

小計 円

大仙市 本籍	□申請者の住所に同じ 大仙市			筆頭者	□申請者に同じ
他市町村 本籍	※他市町村の場合は戸籍の附票、身分証明書の申請は出来ません。			筆頭者	□申請者に同じ
氏名	生年月日	□申請者に同じ 明・大・昭・平・令 年 月 日	関係	※代理人の場合、本人(請求者)からみた関係 □本人 □配偶者(夫・妻) □直系親族(父母・祖父母・子・孫等) □その他(請求理由を裏面へ)	
何が 必要で すか	戸籍 450円 (*350円)	全部事項(謄本) 広 通 通 個人事項(抄本) 通 *一部事項 通 *記載事項 通	除籍 750円 (*450円)	全部事項 広 通 通 個人事項 通 *一部事項 通 *記載事項 通	受理証明書(婚姻・離婚・縁組・離縁・認知) □普通紙(350円) □上質紙(1,400円) 通 □届書等情報内容証明書(診断書) □届書記載事項証明書(R6.2.29以前のもの) (請求理由を裏面へ) 350円 通 □身分証明書 200円 通
	改製原戸籍 750円	謄本 広 通 通 抄本 通		謄本 広 通 通 抄本 通	
	どのような証明ですか	□出生 から 死亡 まで □死亡の記載があるもの □(出生・婚姻・転籍・才)から(婚姻・転籍・死亡・才)まで □その他 []			
	附票 200円	全部 通 一部 通	附票に表示が必要な項目があれば☑をしてください【記入が無い場合は省略します】。 □本籍・筆頭者 □住民票コード		

《注意》 申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
 偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

職員記載欄 (手数料免除該当事由:) 合計 円

本人確認	免許証・マイナンバーカード・パスポート・在留カード等	資格確認書・その他()・聞き取り()	作成	確認
権限確認	委任状・戸籍謄本・登記事項証明書・資格証明書・補助者証・身分証明書・社員証・その他()			

キリトリ

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 大仙市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年6月

